

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	八木養宜中 (八木養宜中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月23日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であり、認定農業も比較的多く、現在は耕作放棄田も少ない状況であるが、県指定の史跡で基盤整備ができない農地において今後は耕作放棄田が増加していくことが懸念されている。また中山間地域に指定されており、現在施工している基盤整備の法面も高く、草刈りに係る労力も大きいことから担い手の人員確保と機械化による省力化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻、玉ねぎ、レタス、はくさいを慣行栽培による農業を行っており、水稻は個人経営で効率が悪い営農のため、今後は土地利用型農業の共同化やオペレーターの育成を進めていく。WCS用稲については、飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めている。

南あわじ市の特産物である玉ねぎ栽培は、段階的にスマート農業に切り替え省力化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

別添地図内の農用地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
毎年、地域計画を見直しを行う中で、地域内における規模拡大の意向のある農家リストを示して、地域内の担い手に農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定されている農地の期間満了後からは農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
埋蔵文化財の指定以外は、現在 基盤整備事業を行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
WCS用稲については地元の畜産農家のみならず、地域内でコントラクターを育成していき、面積を拡大させる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ほ場整備工事時に山すそ側に獣害フェンスを設置しているが、門扉が設置できない市道からイノシシとシカが出入りしている状況であり、改善の必要がある。
- ②⑨WCS用稲を拡大して飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めている。
- ③担い手における省力化及びコスト削減を図るため、積極的にスマート機械の導入を検討していく。
- ⑦複雑な用排水系統の管理を、ほ場整備工事を機に一元管理を図っている。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑩農業用機械（土地利用型）の共同化やオペレーターの育成、WCS用稲のコントラクターの育成を検討する。